

別表第 1 1 号 危険品（規則第 137 条）

品目番	危険品の品目		適用除外の物品
1	火薬類	<p>(1)火薬</p> <p>イ. 黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬</p> <p>ロ. 無縁火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬</p> <p>ハ. 過塩素酸塩を主とする火薬</p> <p>(2)爆薬</p> <p>イ. 雷こう、その他の起爆薬</p> <p>ロ. 硝安爆薬</p> <p>ハ. 塩素酸カリ爆薬</p> <p>ニ. カーリット</p> <p>ホ. その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬</p> <p>ヘ. 硝酸エステル</p> <p>ト. ダイナマイト</p> <p>チ. ニトロ化合物とこれを主とする爆薬</p> <p>(3) 火工品</p> <p>雷管、実包、空包、信管、火管、導爆線、雷管又は火管付薬きょう、火薬、又は爆薬を装てんした弾丸類、星火を発する榴弾、救命索発射器用ロケット、競技用 22 口径ライフル実包</p> <p>その他の火工品</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1)銃用火薬で、容器・荷造りとの重量が 1 キログラム以内のもの。</p> <p>(2)振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した、銃用雷管又は銃用雷管付薬きょうで 400 個以内のもの。</p> <p>(3)銃用実包又は銃用空砲で、弾帯又は薬ごうに挿入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した 200 個以内のもの。</p> <p>なお、競技用の公称口径 22 のへり打ちのライフル銃用実包又は拳銃用実包に限り 800 個まで車内に持ち込みすることができる。</p> <p>※実包の持ち込み規制に関する鉄道運輸規定第 23 条改正</p> <p>交付日：令和 2 年 1 月 21 日</p> <p>施行日：令和 2 年 1 月 31 日</p>
2	高圧ガス	<p>(1)圧縮ガス</p> <p>アセチレンガス、天然ガス、水素ガス、硫化水素ガス、一酸化炭素ガス、石灰ガス、水性ガス、空気ガス、アンモニアガス、塩素ガス、酸素ガス、窒素ガス、炭酸ガス（二酸化炭素）、亜酸化窒素ガス、（笑気ガス）、ホスゲンガス、オゾン、ヘリウム、アルゴン、ネオンガス、その他の圧縮ガス</p> <p>(2)液化ガス</p> <p>液体空気、液体窒素、液体酸素、液体アンモニア、液体塩素、液化プロパン、液体炭素、液体亜硫酸、フレオンー12 フレオンー22 液化シアン化水素（液体青酸）、塩化エチル、塩化メチル、（メチルクロライド）、液化酸化エチレン、塩化ビニルモノマ、液体メタン、その他液化ガス</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1)医療用又は携帯酸素容器に封入した酸素ガスで 2 本以内のもの。</p> <p>(2)消火器内に封入した炭酸ガスで 2 本以内のもの。</p>

3	マッチ と軽火 工品	<p>(1)マッチ 安全マッチ、硫化リンマッチ、黄リンマッチ</p> <p>(2)軽火工品 導火線、電気導火線、信号えん管、信号火せん、 発煙信号かん（発煙筒を含む。）、発煙剤、煙火、がん 具煙火、競技用紙雷管（大型紙雷管を含む。）がん具用 軽火工品、始動薬、冷始動薬、（始動栓、発火薬又は着 火器ともいう。）冷始動発熱筒、始発筒その他の軽火工 品</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に 持ち込むことができる。</p> <p>(1)安全マッチで、容器・荷造りとも重量が3キログ ラム以内のもの。</p> <p>(2)導火線又は電気導火線で容器・荷造りとも重量が 3キログラム以内のもの。</p> <p>(3)がん具煙火、競技用紙雷管及びその他のがん具用 軽火工品で、容器・荷造りとも重量が1キログラ ム以内のもの。</p> <p>(4)信号えん管及び信号火せんで実重量が500グラ ム以内のもの。</p> <p>(5)始動薬、冷始動薬、冷始動発熱筒及び始発筒で、 容器・荷造りとも重量が3キログラム以内のもの。</p>
4	油紙、 油布類	<p>(1)油紙、油布とその製品</p> <p>(2)擬ウールじゅうとその製品</p> <p>(3)動植物油ろうを含有するその他の動植物性繊維</p>	<p>容器・荷造りとも重量が5キログラム以内のも のは、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p>
5	可熱性 液体	<p>(1)鉱油原油、揮発油、ソルベントナフタ、コールター ル軽油、ベンゼン（ベンゾール）、トルエン（トルオー ル）、キシレン（キシロール又はザイロール）、メタノ ール（メチルアルコール又は木精）、アルコール（変性 アルコールを含む。）アセトン、二硫化炭素、酢酸ビニ ルモノマ、エーテル、コロジオン、クロロシラン、ア セトアルデヒド、パラアルデヒド、ジエチルアルミニ ウム、モノクロライド、モノメチルアミン、トリメチ ルアミンの水溶液、ジメチルアミン、ピリジン、酢酸 アルミ、酢酸エチル、酢酸メチル、義酸エチル、プロ ピルアルコール、ビニルメチルアルコール、ビニルメ チルエーテル、臭化エチル（エチルブロマイド）酢酸 ブチル、アルミアルコール、ブタノール（ブチルアル コール）、フーゼル油、松根油、テレピン油（松精油）、 灯油（石油）、軽油（ガス油）、重油（バンカー油、デ ィーゼル重油）、ペンキ、その他の可熱性液体及びその 製品</p> <p>(2)ニトロベンゼン（ニトロベンゾール）</p> <p>(3)ニトロトルエン（ニトロトルオール）</p>	<p>(1)ペンキであって密封した容器に収納した1個の 重量が10キログラム以内のものは、手回り品として 車内に持ち込むことができる。</p> <p>(2)可熱性液体（ペンキ、ニトロベンゼン（ニトロベ ンゾール）、ニトロトルエン（ニトロトルオール）を 除く。）及びその製品で、容器・荷造りとも重量が 3キログラム以内のものは、手回り品として車内に 持ち込むことができる。</p>

6	可熱性 固体	<p>金属カリウム、金属ナトリウム（金属ソーダ）、カリウムアマルガム、ナトリウムアマルガム、マグネシウム（粉状、箔状又はひも状のものに限る。）アルミニウム粉、黄リン、硫化リン、ニトロセルローズ、硝石（硝酸カリウム）、硝酸アンモニウム（硝酸アンモニウム又は硝安）、ピクリン酸、ジニトメベンゼン、ジニトロナフタリン、ジニトロトルエン、ジニトロフェノール</p> <p>その他可熱性固体及びその製品</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) 写真用せん光粉（マグネシウム粉）又はアルミニウム粉で飛散するおそれのない容器に密閉したもので、その実重量が 500 キログラム以内のもの。</p> <p>(2) 可熱性固体を主剤とする薬品類で、容器・荷造りとも重量が 3 キログラム以内のもの。</p>
7	吸湿発熱物	<p>ハイドロサルハイト、生石灰（酸化カルシウム）、低温焼成ドロマイト、リン化カルシウム、カーバイド（炭化カルシウム）</p>	<p>乾燥した状態のカーバイドで、破損するおそれのない容器に密閉 1 個の重量が 20 キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p>
8	酸類	<p>(1) 強酸類 硝酸、硫酸、塩酸、塩化スルホン酸（塩化スルフルを含む。）、浄化水素酸</p> <p>(2) 薬液を入れた鉛蓄電池</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) 酸類で、密封した容器に収納し、かつ、破損のおそれのないよう荷造りした 0.5 リットル以内のもの。</p> <p>(2) 薬液を入れた鉛蓄電池で堅固な木箱に入れ、かつ、端子が外部に露出しないように荷造りしたもの。</p>
9	酸化腐し く 剤	<p>塩素酸カリウム、塩素酸バリウム（塩酸バリウム）、塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）、過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）、塩化リン、過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）、過酸化バリウム、晒粉、臭素（プロム）、塩素酸カルシウム、塩素酸銅、塩素酸ストロンチウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過酸化亜鉛、過酸化カルシウム、過酸化マグネシウム、過酸化アンモニウム、過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、臭化ベンジル、青臭化ベンジル、塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）、ジニトロソレゾルシン鉛、パラトルオールスロホタロリット、四塩化チタン、三酸化クロム（無水クロム酸）、化酸化ベンゾイル、シリコン A C 87, その他の酸化腐し剤及びその製品</p>	<p>次に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>イ 酸化腐し剤で密閉した容器に収納し、かつ、破損のおそれのないよう荷造りした 0.5 リットル以内のもの。</p> <p>ロ 晒粉及び酸化腐し剤製品で容器・荷造りとも重量が 3 キログラム以内のもの。</p>
10	揮発性 毒物	<p>硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）、フェロシリコン、塩化硫黄、クロルピクリン、四エチル鉛、クロロホルム、ホルマリン、メチルクロライド、液体青酸、その他の揮発性毒物</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) クロロホルム、ホルマリン、及び液体青酸で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造りした 0.5 リットル以内のもの。</p>

			(2)揮発性毒物のうち試薬として用いるもので、容器、荷造りとの重量が3キログラム以内のもの。
1 1	放射性物質	核燃料物質、放射性同位元素（ラジオ・アイソトープ）	
1 2	セルロイド類	セルロイド素地、セルロイドくず、セルロイド製品及び同半成品	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1)実重量が300グラム以内のもので、適宜の荷造資材によって荷造りしたもの。</p> <p>(2)実重量が300グラムをこえるもので次により荷造りしたもの。ただし、映画用フィルムを除く。</p> <p>イ 不燃性セルロイド（酢酸セルロースを原料とするもの。） 適宜の荷造資材によって荷造りしたもの。</p> <p>ロ 可燃性セルロイド 厚さ9ミリメートル以上の用材を使用したすきまのない木箱に入れられたもの。</p> <p>(3)実重量が300グラムをこえる映画用フィルムで、次により荷造りしたもの。</p> <p>イ ファイバー等の不燃性電気絶縁物質性容器に収納し、振動衝撃等によりふたが開くことのないように荷造りしたもの。</p> <p>ロ フィルム容器に入れ、かつ、帆布製の袋（JES繊維3,101の上綿布8号もしくは並綿8号又はこれらと同等以上の厚さ及び強度を有する帆布を使用したもので、二重底とし、上ぶた布又は中ぶた布をつけたもので、かつ、金属製品を使用しないものに限る。）に入れたもの。</p> <p>ハ フィルム容器に入れ、かつ、直径約9ミリメートルのわらなわ又はこれと同等以上の強度を有する網等で中ゆわきをし、次の規格による用紙で包装したうえ、中ゆわきと同等以上の強度を有する網3本を十文字にかけ、2か所の胴じめをし、手さげをつけたもの。</p>

			<p>(イ)強度</p> <p>クラフト紙63キログラム以上のものを2枚貼り合せ、かつしわよせしたもので 縦、横いずれの方向に対しても6kg/cmの抗張力を有するもの。</p> <p>(ロ)防火性</p> <p>マッチ一本で点火した場合、着火しない程度の防火剤を塗布したもの。</p> <p>(ハ)包装用紙の証明</p> <p>包装用紙の表に、製作者が(イ)及び(ロ)に規定する規格に基づいて製作したものであることを表示するとともに製作者名が印刷してあるもの。</p> <p>この包装用紙が不適格であったため、運送中自他に損害を及ぼす事故が発生したときは、その荷送人がすべての責任を負うものとする。</p>
13	農薬	銅剤、水銀剤、硫黄剤、ホルマリン剤、ジネブ剤、石灰剤、砒素材、除虫菊剤、ニコチン剤、デリス剤、BHC剤、DDT剤、アルカリ剤、鉍油剤、クロールデン剤、燐剤、浮塵子駆除油剤、DN剤、燻蒸剤、殺鼠剤、除草剤、展着剤	<p>(1)農薬取締法(昭和23年法律第82号)の適用を受けないものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>(2)拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p>

備考 この表において、「実重量が何グラム以内」の例により表示された重量は、その内容物の術重量を示すもので、容器・荷造等の重量は含まない。